

# 事業活動温暖化対策計画指針

平成 25 年 5 月制定

(令和 8 年 4 月一部改正)

長野県

## 第1 目的

この指針は、長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号。以下「条例」という。）第12条の規定により、事業者が提出しなければならない事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）及び事業活動温暖化対策実施状況等報告書（以下「報告書」という。）に記載する事項、事業者がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置の内容、条例第13条の規定により知事が計画書及び報告書を評価する基準等を定めるものである。

この指針において使用する用語は、条例及び長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 第2 連鎖化事業に関する事項等

規則第4条に規定する事業者の範囲を明確にするため、連鎖化事業に関する事項等について定める。

### 1 連鎖化事業に関する事項

規則第4条第2項第1号に規定する「知事が別に定めるものに係る定めがあるもの」とは、連鎖化事業者が、次の各号に掲げる加盟者が設置する工場等において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該ア及びイに定める事項をいずれも定めている場合とする。

#### （1）エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる事項

ア エネルギーの使用の状況の報告に関する事項

イ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

#### （2）エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。） 次に掲げる事項

ア その他ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項

イ その他ガスの区分に応じ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温対法施行令」という。）別表第7から別表第13までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

なお、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範、マニュアル等に本号ア及びイに規定する事項に関する定めが記載され、それを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に当該ア及びイの定めがあるものとみなす。

### 2 原油換算エネルギー使用量の算定

規則第4条第2項第1号に規定する「使用した化石燃料及び非化石燃料の量並びに当該年度において使用した熱（当該年度において他人から供給された熱以外の熱にあつては化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第1条に規定する熱を除き、同条に規定する集約した地熱等にあつてはその熱量を測定できるものに限る。）及び電気（当該年度において他人から供給された電気以外の電気にあつては、化石燃料又は非化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気を除く。）の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産

業省令第 74 号) 第 4 条の算定方法により、別表 1 に掲げる単位発熱量及び換算係数を使用して算出された量を合算した量 (以下「原油換算エネルギー使用量」という。) とする。

### 3 温室効果ガスの算定

規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する「知事が別に定める方法により算定される県内の工場等の一の年度における当該物質ごとの排出量に知事が別に定める係数を乗じて得た量」とは、温対法施行令第 3 条に定める算定方法により算出された値とする。算定には、別表 2 に掲げる地球温暖化係数を使用する。

なお、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 (以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。) は、別表 1 に掲げるエネルギー種類ごとに、温対法施行令第 3 条に定める算定方法により、別表 1 に掲げる単位発熱量及び排出係数を使用して算出された量を合算した量とする。

### 4 自動車に関する事項

規則第 4 条第 3 項に規定する「知事が別に定める自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)第 2 条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車(それぞれ二輪自動車及び被けん引自動車 (自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。) を除く。)のうち、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) 第 58 条第 1 項に規定する自動車検査証の交付を受けたもので県内にその使用の本拠の位置を有するもの以外の自動車とする。

## 第 3 事業活動温暖化対策計画の策定

条例第 12 条の規定により事業者が知事に提出する計画書は様式 1 号により、次に掲げる事項を記載する。計画書は、様式 2 号に定める事業活動温暖化対策計画書提出書を添えて規則第 4 条第 6 項及び第 7 項に定める期日までに提出する。

### 1 事業活動温暖化対策計画書総括票の記載事項

事業活動温暖化対策計画書総括票は全ての事業者が記載する。

#### (1) 事業者等の概要

事業者の氏名又は名称、代表者名、主たる事務所の所在地、主たる事業の分類、主たる事業の概要、制度に該当する要件、原油換算エネルギー使用量、エネルギー起源二酸化炭素排出量、調整後排出量、その他ガス排出量合計、自動車の台数等を記載する。

#### (2) 基準年度、計画期間及び報告対象年度基準年度、報告対象年度を記載する。

#### (3) 計画書 (報告書) の公表方法等

計画書及び報告書を事業者が公表する方法を記載する。

#### (4) 温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針

県内における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減目標達成に向けた基本的な考え方や目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を基本方針として設定する。また、2050 ゼロカーボンに向けた中長期的な目標等の有無及びその内容を記載する。

#### (5) 温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制

事業者は、温室効果ガスの排出の量を削減するための体制を整備し、計画書においてそれを図示する。体制の整備に当たっては、県内の工場等全体の温室効果ガスの排出の量の削減を推進するための責任者（以下「温暖化対策責任者」という。）を選任する。また、基準年度において、原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等又はその他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で 3,000t 以上の工場等（以下「個別票対象工場等」という。）にあっては個別票対象工場等ごとに温室効果ガスの排出の量の削減を推進するための担当者（以下「温暖化対策担当者」という。）を選任し、組織体制を整備する。

資格要件等は定めないが、温暖化対策責任者については県内の工場等全体のエネルギー及びその他ガスの使用実態等を把握・管理するに足る権限及び責任を有する者、工場等ごとの温暖化対策担当者については当該工場等のエネルギー及びその他ガスの使用実態等並びに設備の運用状況を把握・管理するに足る権限及び責任を有する者とする。

また、温室効果ガスの排出の量の削減のための会議体等を設置し、定期的に開催する。

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標及び実績

制度に該当する要件に応じて、該当する要件全てに排出の量の削減目標を設定する。

ア 排出量による削減目標の設定

条例第 12 条の規定により計画書を提出すべき年度の前年度（以下「基準年度」という。）における温室効果ガスの排出量（以下「基準排出量」という。）に対する、規則第 4 条第 1 項に規定する 3 年間ごとの各計画期間の最終年度における排出量の目標値（以下「目標排出量」という。）を設定する。

目標排出量は、1. (6) ウに掲げる調整後排出量により設定する。また、目標削減率が 15% 以上（年平均 5% 以上）となるように努める。

基準年度において、個別票対象工場等に該当する場合にあっては、当該個別票対象工場等ごとに削減目標を設定する。

イ 排出原単位による削減目標の設定

排出量による削減目標に加え、排出原単位による削減目標（以下「目標原単位」という。）を設定する。排出原単位は、ある年度の温室効果ガスの排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値とする。

(温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値の例)

区分	排出原単位の指標（例）
製造業	生産数量 (t)、生産額 (円)
小売業 (百貨店、スーパーマーケット等)	売場面積 (㎡)、売上高 (円)
ビル	建築延床面積 (㎡) 占有面積 (㎡)

なお、この例によらず、事業活動の特性をもとにエネルギー使用量等と密接な関係にある最も適した指標を定めることができるものとする。

## ウ 調整後排出量

調整後排出量は排出量から下表に掲げるクレジット量を減じた値とする。一のクレジットはエネルギー起源二酸化炭素の排出量調整、その他ガスの排出量調整又は自動車の排出量調整のいずれかに限り利用できるものとする。

本制度において利用可能なクレジットは次に掲げるものとする。

クレジットの種類	クレジット量	備考
グリーンエネルギー証書	<p>【電力】</p> <p>証書により証明された電力量に別表 1 に掲げる電気の排出係数を乗じて得た量</p> <p>【熱】</p> <p>証書により証明された熱量に別表 1 に掲げる温水の排出係数を乗じて得た量</p>	県内の工場等で利用したものに限る。
FIT 非化石証書・非FIT 非化石証書（再エネ指定）	証書により証明された電力量に別表 1 に掲げる電気の排出係数を乗じて得た量	県内の工場等で利用したものに限る。
J-クレジット制度により創出されたクレジット	認証されたクレジットの量	県内で創出されたもので、県内の工場等から排出された温室効果ガスのオフセットに利用されたものに限る。
県が認証したクレジット	森林 CO <sub>2</sub> 吸収評価認証制度等において県が認証した CO <sub>2</sub> 吸収量	県内の工場等から排出された温室効果ガスのオフセットに利用されたものに限る。
低炭素電力の利用	別表 1 に掲げる電気の排出係数から計画書又は報告書提出の前年度に購入した電気の調整後排出係数を減じた値に当該電力量を乗じて得た量	電気の調整後排出係数が 0.25tCO <sub>2</sub> /千 kWh 以下の電気に限る。

### (7) 重点対策の実施状況

条例第 12 条第 1 項第 2 号に規定する事業者は、別表 3 に掲げる重点対策の実施状況を記載する。

### (8) 排出の量の削減目標達成のための具体的な措置

「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）等を参考に、事業特性に応じて排出の量の削減目標を達成するために実施する措置の内容を記載する。また、実施する措置による削減量を推計するよう努める。

- (9) 再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況  
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを利用する設備及び蓄電設備の導入状況及び導入予定を記載する。
- (10) 再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況  
1. (6) に掲げたクレジット（低炭素電力の利用については、再生可能エネルギー電気の利用に限る。）及び再生可能エネルギー電気（自家消費、PPA、自己託送等）の利用状況及び利用予定を記載する。
- (11) 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出実績県内の工場等の規模別の数及び排出量合計を記載する。
- (12) 県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（その他ガス）の排出実績  
その他ガスを排出する事業者にあつては、そのガスの種類別排出量を記載する。
- (13) 次世代自動車の導入状況  
別表4に規定する次世代自動車の使用台数を記載する。
- (14) 交通対策状況公共交通機関の利用促進、自転車の利用促進、来客者の交通対策／社用車等の移動に伴う取組、電気自動車用充電設備の設置／電気自動車の導入、物流の合理化に関する取組状況を記載する。
- (15) 環境配慮活動状況地球温暖化を防止する環境配慮活動に関する取組状況を記載する。  
取組状況を記載する環境配慮活動は次に掲げるものとする。

環境配慮活動の種類	環境配慮活動の概要
SDGs	長野県が実施する長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録状況を記載する。
ISSB 基準又は SSBJ 基準	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）又はサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表する基準に基づき、企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）情報を把握し、情報開示する状況を記載する。
環境マネジメントシステム	ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入状況を記載する。
グリーンボンド・ESG 投資	国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券（グリーンボンド）の発行状況又は ESG 投資の実施状況を記載する。
ZEB	県内の工場等における ZEB 認証（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）の取得状況を記載する。
ダイヤモンド・リスポンス（DR）	小売電気事業者等との契約等に基づく、電気の需要の最適化に資する措置（上げ DR・下げ DR）の実施状況を記載する。
Scope3 の算定	Scope2 以外の間接排出（自社事業の活動に関連する他社の排出）の算定状況を記載する。

ウェルネス認証の取得	WELL 認証又は CASBEE ウェルネスオフィス評価認証の取得状況を記載する。
サーティ・バイ・サーティへの賛同	生物多様性のための 30by30 アライアンスへの加盟状況を記載する。
エンボディドカーボンの算定	建築物の新築・改修・廃棄時に発生する排出量（エンボディド・カーボン）の算定状況を記載する。

- (16) 先進的な取組 排出量削減に寄与する高度で革新的な削減対策の取組状況を記載する。
- (17) 自由記載欄（特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等）対外的にアピールする事項を記載する。

## 2 事業活動温暖化対策計画書個別票の記載事項

個別票対象工場等を設置している事業者は、当該個別票対象工場等ごとに事業活動温暖化対策計画書個別票（以下「計画書個別票」という。）を作成する。

### (1) 県内の工場等の概要

個別票対象工場等の名称、所在地、主たる事業の分類、個別票対象工場等の種類、事業の概要、所有状況、使用範囲、延べ床面積、原油換算エネルギー使用量、エネルギー起源二酸化炭素排出量、調整後排出量、その他ガス排出量合計を記載する。

### (2) 温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針

個別票対象工場等における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減目標達成に向けた基本的な考え方や目標達成のために講ずる措置についての基本的な考え方を記載する。また、2050 ゼロカーボンに向けた中長期的な目標等の有無及びその内容を記載する。

### (3) 温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制

個別票対象工場等における計画の実施に向けた体制を整備し図示する。

### (4) 温室効果ガスの排出の量の削減に係る計画及び実績個別票対象工場等における基準排出量、目標排出量、目標削減率及び目標設定に関する説明等を記載する。排出量による削減目標に加え、排出原単位による削減目標を設定する。排出原単位は、ある年度の温室効果ガスの排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積その他の温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値とする。

目標排出量は、1.(6)ウに掲げる調整後排出量により設定する。また、目標削減率が15%以上（年平均5%以上）となるように努める。

### (5) 排出の量の削減目標達成のための具体的な措置

排出の量の削減目標を達成するために個別票対象工場等において実施する措置の内容を記載する。また、実施する措置による削減量を推計するよう努める。

### (6) エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（その他ガス）の排出実績

その他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で3,000t以上の個別票対象工場等にあつては、その他ガスの種類別排出量を記載する。

- (7) 再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況  
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスを利用する設備及び蓄電設備の導入状況及び導入予定を記載する。
- (8) 再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況  
1. (6) に掲げたクレジット（低炭素電力の利用については、再生可能エネルギー電気の利用に限る。）及び再生可能エネルギー電気（自家消費、PPA、自己託送等）の利用状況及び利用予定を記載する。
- (9) 重点対策の実施状況  
個別票対象工場等における、別表3に掲げる重点対策の実施状況を記載する。
- (10) 交通対策状況  
公共交通機関の利用促進、自転車の利用促進、来客者の交通対策／社用車等の移動に伴う取組、電気自動車用充電設備の設置／電気自動車の導入、物流の合理化に関する取組状況を記載する。
- (11) 環境配慮活動状況地球温暖化を防止する環境配慮活動に関する取組状況を記載する。  
記載する環境配慮活動は次に掲げるものとする。

環境配慮活動の種類	環境配慮活動の概要
SDGs	長野県が実施する長野県 SDGs 推進企業登録制度への登録状況を記載する。
ISSB 基準又は SSBJ 基準	国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）又はサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表する基準に基づき、企業の ESG（環境・社会・ガバナンス）情報を把握し、情報開示する状況を記載する。
環境マネジメントシステム	ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入状況を記載する。
グリーンボンド・ESG 投資	国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券（グリーンボンド）の発行状況又は ESG 投資の実施状況を記載する。
ZEB	県内の工場等における ZEB 認証（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）の取得状況を記載する。
ダイヤモンド・リスポンス（DR）	小売電気事業者等との契約等に基づく、電気の需要の最適化に資する措置（上げ DR・下げ DR）の実施状況を記載する。
Scope3 の算定	Scope2 以外の間接排出（自社事業の活動に関連する他社の排出）の算定状況を記載する。
ウェルネス認証の取得	WELL 認証又は CASBEE ウェルネスオフィス評価認証の取得状況を記載する。
サーティ・バイ・サーティへの賛同	生物多様性のための 30by30 アライアンスへの加盟状況を記載する。

エンボディドカーボンの算定	建築物の新築・改修・廃棄時に発生する排出量（エンボディド・カーボン）の算定状況を記載する。
---------------	---

- (12) 自由記載欄（特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等）対外的にアピールする取組等を記載する。

### 3 重点対策

重点対策は、該当要件別に次に掲げる段階（ステップ）ごとに設定する。

- ・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 1 号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	ルール（管理標準）策定及び文書化
II	実態把握
III	設備更新計画の策定及び非化石エネルギー転換に係る計画の策定
IV	設備更新の実施及び非化石エネルギーへの転換の実施

- ・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 2 号該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 封入機器の管理
II	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用量の把握
III	代替方策の検討等
IV	代替方策の実施等

- ・ 条例第 12 条第 1 項第 2 号及び規則第 4 条第 3 項該当事業者

段階 (ステップ)	内容
I・II	燃料使用量等の定期的な把握、エコドライブの励行
III	次世代自動車の導入計画
IV	次世代自動車の導入

#### 第4 事業活動温暖化対策実施状況等報告書の作成

計画策定事業者（条例第12条第1項の規定により事業活動温暖化対策計画を策定しなければならない事業者をいう。以下同じ。）は、第3により作成した計画書に各実施年度における温暖化対策の実施状況等を追記した報告書を作成し、計画書提出の翌年度から計画期間終了の翌年度まで、毎年度7月末日までに知事に提出する。

個別票対象工場等を設置している事業者は、事業活動温暖化対策実施状況等報告書総括票に加え、事業活動温暖化対策実施状況等報告書個別票（以下「報告書個別票」という。）を当該工場等ごとに作成する。

##### 1 計画期間の途中で規則第4条第2項及び第3項の規定に該当しなくなった場合の取扱い

計画期間の途中で規則第4条第2項及び第3項の規定に該当しなくなった場合でも、条例第12条第9項の規定により、計画期間が終了するまで毎年度報告書を提出する。

##### 2 報告書個別票の取扱い

計画期間の途中で個別票対象工場等の原油換算エネルギー使用量が1,500kl未満又はその他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で3,000t未満となった場合でも、計画期間が終了するまで報告書個別票を提出する。ただし、工場等を廃止する場合や、売却する場合など、工場等における計画の実施が困難な場合はこの限りではない。

また、計画期間の途中で原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上又はその他ガスの排出量合計が二酸化炭素換算で3,000t以上となった工場等にあつては、当該計画期間中は、計画書個別票及び報告書個別票の作成は要さない。

#### 第5 その他必要な事項計画書ならびに報告書に添付する資料は次に掲げるものとする。

- ・排出量の算定根拠資料
- ・再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況に記載したクレジットの取得量、オフセット対象範囲、オフセット対象年度が確認できる資料  
ただし、グリーンエネルギー証書、非化石証書、J-クレジット制度により創出されたクレジット、県が認証したクレジットを記載した場合に限る。
- ・重点対策の実施状況が確認できる資料で別表3に掲げるもの（ただし、管理標準は除く。）
- ・その他必要な資料

#### 第6 計画策定事業者以外の事業者による計画の策定

計画策定事業者以外の事業者が事業活動温暖化対策計画を策定する場合は、計画策定事業者と同様に第3から第5に基づき実施するものとする。ただし、計画書個別票及び報告書個別票の作成は要さない。

#### 第7 評価

条例第13条の規定に基づく評価は、計画書及び計画期間の初年度から最終年度までの実施状況等が記載された報告書について、別表5、別表6に基づき、総括票と個別票それぞれに、エネルギー起源二酸

化炭素、その他ガス又は自動車の使用に伴う二酸化炭素の要件別に得点をつけ、この得点により S、AA、A、B、C の5段階で行うものとする。評価基準は表1に示すとおりである。

表1 評価基準

評価	評価基準	適用対象
S	85 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票</li> <li>・ 条例第 12 条第 4 項該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票</li> </ul>
AA	70 以上 85 未満	
A	50 以上 70 未満	
B	30 以上 50 未満	
C	30 未満	
S	105 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第 12 条第 1 項第 2 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の総括票</li> <li>・ 条例第 12 条第 1 項第 1 号該当事業者が提出した計画書及び報告書の個別票</li> </ul>
AA	85 以上 105 未満	
A	60 以上 85 未満	
B	35 以上 60 未満	
C	35 未満	

別表 1 エネルギーの種類別の発熱量、排出係数及び原油換算エネルギー使用量への換算係数

エネルギーの種類		単位発熱量	排出係数	
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		38.3 G J /kl 0.0190 tC/GJ	
	原油のうちコンデンセート(NGL)		34.8 G J /kl 0.0183 tC/GJ	
	揮発油 (ガソリン)		33.4 G J /kl 0.0187 tC/GJ	
	ナフサ		33.3 G J /kl 0.0186 tC/GJ	
	ジェット燃料油		36.3 G J /kl 0.0186 tC/GJ	
	灯油		36.5 G J /kl 0.0187 tC/GJ	
	軽油		38.0 G J /kl 0.0188 tC/GJ	
	A重油		38.9 G J /kl 0.0193 tC/GJ	
	B・C重油		41.8 G J /kl 0.0202 tC/GJ	
	石油アスファルト		40.0 G J / t 0.0204 tC/GJ	
	石油コークス		34.1 G J / t 0.0245 tC/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス(L P G)		50.1 G J / t 0.0163 tC/GJ
		石油系炭化水素ガス		46.1 G J /千 m <sup>3</sup> 0.0144 tC/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス (L N G)		54.7 G J / t 0.0139 tC/GJ
		その他可燃性天然ガス		38.4 G J /千 m <sup>3</sup> 0.0139 tC/GJ
	石炭	原料炭	輸入原料炭	28.7 G J / t 0.0246 tC/GJ
			コークス用原料炭	28.9 G J / t 0.0245 tC/GJ
			吹込用原料炭	28.3 G J / t 0.0251 tC/GJ
		一般炭	輸入一般炭	26.1 G J / t 0.0243 tC/GJ
			国産一般炭	24.2 G J / t 0.0242 tC/GJ
		輸入無煙炭		27.8 G J / t 0.0259 tC/GJ
	石炭コークス		29.0 G J / t 0.0299 tC/GJ	
	コールタール		37.3 G J / t 0.0209 tC/GJ	
	コークス炉ガス		18.4 G J /千 m <sup>3</sup> 0.0109 tC/GJ	
	高炉ガス		3.23 G J /千 m <sup>3</sup> 0.0264 tC/GJ	
	発電用高炉ガス		3.45 G J /千 m <sup>3</sup> 0.0264 tC/GJ	
	転炉ガス		7.53 G J /千 m <sup>3</sup> 0.0420 tC/GJ	
都市ガス		40.0 G J /千 m <sup>3</sup> 2.05 tCO <sub>2</sub> /千 m <sup>3</sup>		
非化石燃料	黒液		13.6 GJ/t —	
	木材		13.2 GJ/t —	
	木質廃材		17.1 GJ/t —	
	バイオエタノール		23.4 GJ/kL —	
	バイオディーゼル		35.6 GJ/kL —	
	バイオガス		21.2 GJ/千 m <sup>3</sup> —	
	その他バイオマス		13.2 GJ/t —	
	RDF		18.0 GJ/t 0.0162 tC/GJ	
	RPF		26.9 GJ/t 0.0166 tC/GJ	

	廃タイヤ		33.2 GJ/t	0.0135 tC/GJ
	廃プラスチック	一般廃棄物	29.3 GJ/t	0.0257 tC/GJ
		産業廃棄物	29.3 GJ/t	0.0239 tC/GJ
	廃油		40.2 GJ/kL	0.0179 tC/GJ
	廃棄物ガス		21.2 GJ/千m <sup>3</sup>	—
	混合廃材		17.1 GJ/t	—
	水素		142 GJ/t	—
	アンモニア		22.5 GJ/t	—
熱	産業用蒸気		1.17 GJ/GJ	0.065 tCO <sub>2</sub> /GJ
	産業用以外の蒸気		1.19 GJ/GJ	0.053 tCO <sub>2</sub> /GJ
	温水		1.19 GJ/GJ	0.053 tCO <sub>2</sub> /GJ
	冷水		1.19 GJ/GJ	0.053 tCO <sub>2</sub> /GJ
	地熱		1.00 GJ/GJ	—
	温泉熱		1.00 GJ/GJ	—
	太陽熱		1.00 GJ/GJ	—
	雪氷熱		1.00 GJ/GJ	—
電気	電気事業者からの買電		8.64 GJ/千kWh	0.411 tCO <sub>2</sub> /千kWh
	自ら使用するため又は特定の需要家の需要に応じて発電された再生可能エネルギー電気		3.60 GJ/千kWh	—

熱量の原油換算エネルギー使用量への換算係数	0.0258	kl/GJ
-----------------------	--------	-------

別表 2 温室効果ガスの種類別の地球温暖化係数

温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	1
メタン	CH <sub>4</sub>	28
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	265
ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
ジフルオロメタン	HFC-32	677
フルオロメタン	HFC-41	116
1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
1,1,2,2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
1,1,2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
1,1,1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800

1,2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
1,1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
フルオロエタン	HFC-161	4
1,1,1,2,3,3,3-ヘptaフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650
パーフルオロカーボン	PFC	—
パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
パーフルオロシクロプロパン		9,200
パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
パーフルオロデカリン	PFC-9-1-18	7,190
六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	23,500
三ふっ化窒素	NF <sub>3</sub>	16,100

別表 3 重点対策（原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等用）

段階	番号	対策名称	対象機器等	実施済の基準	確認資料
I	I-1	運転管理、計測記録、保守・点検のルールの設定	照明設備 空調機 熱源設備（冷凍機等） ボイラー工業炉 コンプレッサポ	対象機器について、様式 4 号の稼働実態が把握できる内容の管理基準が設定されている。	・管理標準

II	II-1	管理実態の把握	ンプファン・ブロー発電設備	管理標準に基づき設備が管理されている。 (様式4号が記入されており、かつその稼働実態が管理標準で定めた基準値を逸脱していない)	・様式4号
	II-2	エネルギー使用実態の把握		エネルギー使用量が種類別、設備別に把握されている。(様式4号が記入されている)	・様式4号
III	III-1	設備更新計画の策定	I-1、II-1の対象設備、その他エネルギー消費の大きい設備等	II実態把握を踏まえ、設備更新による温室効果ガスの排出量の削減又はエネルギーの使用の合理化に関する対策が立案されており、その削減見込み量が算定されている。	設備更新計画を示した資料で以下の事項が記載されたもの ・更新対象設備 ・更新時期 ・更新の理由 (IIの実態把握に基づくことが示されたもの) ・削減見込み量とその算定プロセス
	III-2	非化石エネルギーへの転換に係る計画の策定	化石燃料由来のエネルギー	II実態把握を踏まえ、非化石エネルギーへの転換による温室効果ガスの排出量の削減に関する計画が策定されており、その削減見込み量が算定されている。	非化石エネルギーへの転換に係る計画が示された資料で以下の事項が記載されたもの ・転換前後のエネルギー及びその量 ・転換時期 ・温室効果ガスの排出量の削減見込み量
IV	IV-1	設備更新の実施	I-1、II-1の対象設備、その他エネルギー消費の大きい設備等	IIIで策定した計画又はIIに基づく設備更新が行われており、更新による温室効果ガス削減量が試算されている。	設備更新実績を示した資料で以下の事項が記載されたもの ・更新対象設備 ・更新時期 ・更新による温室効果ガス削減量 (運転実績に基づいた値であること)

	IV-2	非化石エネルギーへの転換の実施	化石燃料由来のエネルギー	IIIで策定した計画に基づく非化石エネルギーへの転換が行われており、転換による温室効果ガス削減量が試算されている。	非化石エネルギーへの転換実績が示された資料で以下の事項が記載されたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・転換前後のエネルギー及びその量</li> <li>・転換時期</li> <li>・温室効果ガス削減量</li> </ul>
--	------	-----------------	--------------	---	--

別表3（続き）重点対策（その他ガス排出量が3,000 t-CO<sub>2</sub>以上の工場等用）

段階	番号	対策名称	対象機器等	実施済の基準	確認資料
I～II	I-1	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 封入機器の管理	冷凍機、空調機（パッケージ空調、ビルマルチ）、冷凍倉庫、変圧器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類、SF<sub>6</sub>封入機器の台帳が整備されており、かつ、それらの機器の廃棄時のルール（封入ガスの抜き取り及び処理に関するもの）が定められている。</li> <li>・SF<sub>6</sub>ガス絶縁機器（変圧器・遮断機等）は封入ガスの圧力等を把握している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式5号</li> <li>・フロン類、SF<sub>6</sub>封入機器廃棄時のルールを示した資料</li> <li>・SF<sub>6</sub>ガス絶縁機器の点検ルール及び封入ガス圧力の点検記録</li> </ul>
	I-2	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用量の把握	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	生産工程において使用するHFC、PFC、SF <sub>6</sub> の量を把握している。	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> の使用量の記録
III	III-1	生産工程のノンフロン化検討	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	HFC、PFC、SF <sub>6</sub> 使用工程のノンフロン化又は密閉が検討されている。	ノンフロン化又は密閉の検討結果が確認できる資料
	III-2	ノンフロン機器への転換検討	冷凍機、空調機（パッケージ空調、ビルマルチ）、冷凍倉庫	導入するノンフロン機器及び更新のスケジュールが明確にされている。	ノンフロン機器の導入計画（対象機器、スケジュールが確認できるもの）

	III-3	SF <sub>6</sub> の転換検討	絶縁機器	SF <sub>6</sub> を使用していない絶縁機器への転換に係る計画を立案している。	SF <sub>6</sub> を使用していない絶縁機器への転換計画（対象機器、スケジュール）が確認できるもの
IV	IV-1	漏えい個所対策の実施	業務用冷凍空調機器保有工場等	漏えい個所の修繕記録がある。	漏えい個所の補修記録
	IV-2	除害装置（ガス回収装置）の設置	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	除害装置が設置されており、適切に運用されている。	除害装置の運転状況が確認できるもの
	IV-3	生産工程のノンフロン化の実施	生産工程でHFC、PFC、SF <sub>6</sub> を使用する工場等	生産工程がノンフロン化されている。	ノンフロン化されていることが確認できる資料
	IV-4	ノンフロン機器への転換実施	冷凍機、空調機（パッケージ空調、ビルマルチ）、冷凍倉庫	機器のノンフロン化を実施している。	ノンフロン化されていることが確認できる資料
	IV-5	SF <sub>6</sub> の転換実施	絶縁機器	III-3で立案した計画を実施している。	SF <sub>6</sub> を使用していない絶縁機器への転換が実施されていることが確認できるもの

別表3（続き）重点対策（規則第4条第3項該当事業者用）

段階	番号	対策名称	対象機器等	実施済の基準	確認資料
I～II	I-1	燃料使用量等の定期的な把握	自らが管理する自動車	燃料使用量及び走行距離が車両別に定期的に記録されている。	燃料使用量、走行距離が車両別に定期的に記録されたもの (運転日報、月報など)
	I-2	エコドライブの励行		エコドライブに関するマニュアルが整備され、運転者に対する講習会が行われている。	・エコドライブマニュアル ・運転者へのエコドライブに関する講習の記録
III	III-1	次世代自動車の導入計画		次世代自動車の導入計画が定められている。	次世代自動車の導入計画が示された資料で以下の事項が記載されたもの ・導入時期及び台数 ・導入割合の目標値

IV	IV-1	次世代自動車の導入	次世代自動車が5%以上導入されている。	なし 計画書（報告書）の「次世代車使用台数及び導入計画」欄により確認する。
----	------	-----------	---------------------	--

別表 4 次世代自動車

自動車の区分	定義
プラグインハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車であわせて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの抑制に資するもののうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付された自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているもの。
電気自動車	電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外。
天然ガス自動車	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車であって道路運送車両法第60条第1項の規定により交付された自動車検査証に、当該自動車の燃料が可燃性天然ガス（CNG）であることが記載されているもの。
燃料電池自動車	電気自動車のうち、水素を燃料とするもの。
クリーンディーゼル乗用車	クリーンディーゼル乗用車とは、内燃機関に軽油を用いる乗車定員10人以下の乗用自動車であって、平成21年排出ガス基準（道路運送法車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降（車両総重量が3.5トン超12トン以下の自動車にあつては平成22年10月1日以降）に適用されるべきものとして定められた道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第41条第1項第5号の基準）に適合するもの。

別表 5 計画書の配点及び得点の基準（総括票）

項目	配点			計画書の得点基準
	条例 12 条 1 項 1 号		条例 12 条 1 項 2 号	
	規則 4 条 2 項 1 号*	規則 4 条 2 項 2 号		
事業者等の概要	0	0	0	
計画期間及び報告対象年度	0	0	0	
計画書の公表方法等	0	0	0	
温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針	5	5	5	中長期的な目標設定あり：3点 イニシアチブ参画あり：2点
温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制	0	0	0	
温室効果ガスの排出の量の削減のための会議体等の名称及び開催頻度	0	0	0	
エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標等の状況 (条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 1 号該当事業者)	45	0	0	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 0%以下：0点 0%を超え2%未満：20点 2%以上5%未満：25点 5%以上6%未満：35点 6%以上：40点 【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 5%未満：0点 5%以上：5点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標等の状況 (条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 2 号該当事業者)	0	45	0	
自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標等の状況(条例第12条第1項第2号該当事業者)	0	0	45	
重点対策の実施状況	-	-	20	・I,II に実施しないの対策あり：0点 ・I,II に実施しないの対策なし：5点 ・I,II,III に実施しないの対策なし：15点 ・I~IV 全てに実施しないの対策なし：20点
排出の量の削減目標達成のための具体的な措置	20	20	20	【エネ起】 記載項目数が 1項目以上4項目未満：5点 4項目以上7項目未満：10点 7項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点 【その他ガス・自動車】 記載項目数が1項目以上2項目未満：10点 2項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点
再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況	10	10	10	計画期間中に新設あり：8点 既存の設備あり：4点 自家消費量が電力又は熱需要の1%以上：2点 最大10点
再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況	5	5	5	再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用計画あり：5点
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出実績	0	0	0	
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績	0	0	0	
次世代自動車の導入状況	0	0	0	
交通対策状況	5	5	5	記入1項目につき1点 最大5点
環境配慮活動状況	10	10	10	1項目2点(最大5項目まで評価) 最大10点
SDGs				長野県 SDG s 登録制度へ登録している

ISSB基準又はSSBJ基準	1項目2点(最大5項目)	1項目2点(最大5項目)	1項目2点(最大5項目)	国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 又はサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が公表する基準に基づき、企業の ESG (環境・社会・ガバナンス) 情報を把握し、情報開示している
環境マネジメントシステム				環境マネジメントシステムを導入している
グリーンボンド・ESG投資				グリーンボンドを発行している又は ESG 投資を実施している
ZEB				ZEB の認証を取得している
ダイヤモンド・リスポンス (DR)				電気の需要の最適化に資する措置 (上げ DR ・下げ DR) を実施している
Scope3の算定				Scope2 以外の間接排出 (自社事業の活動に関連する他社の排出) を算定している
ウェルネス認証の取得				WELL 認証又は CASBEE ウェルネスオフィス評価認証を取得している
サーティ・バイ・サーティへの賛同				生物多様性のための 30by30 アライアンスに加盟している
エンボディドカーボンの算定				建築物の新築・改修・廃棄時に発生する排出量 (エンボディド・カーボン) を算定している
自由記載欄 (特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等)	0	0	0	
点数の合計	100	100	120	

※条例第 12 条第 4 項該当事業者においても、規則 4 条 2 項 1 号該当事業者と同様の評価方法とする。

別表 5 (続き) 計画書の配点及び得点の基準 (個別票)

項目	配点			計画書の得点基準
	条例 12 条 1 項 1 号		条例 12 条 1 項 2 号	
	規則 4 条 2 項 1 号	規則 4 条 2 項 2 号		
県内の工場等の概要	0	0	-	
温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針	5	5	-	中長期的な目標設定あり：3点 イニシアチブ参画あり：2点
温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制	0	0	-	
エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標等の状況 (条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 1 号該当事業者)	45	0	-	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数) が 0%以下：0点 0%を超え2%未満：20点 2%以上5%未満：25点 5%以上6%未満：35点 6%以上：40点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標等の状況 (条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 2 号該当事業者)	0	45	-	【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数) が 5%未満：0点 5%以上：5点
排出の量の削減目標達成のための具体的な措置	20	20	-	【エネ起】 記載項目数が 1項目以上4項目未満：5点 4項目以上7項目未満：10点 7項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点 【その他ガス・自動車】 記載項目数が1項目以上2項目未満：10点 2項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績	0	0	-	

再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況	10	10	-	計画期間中に新設あり：8点 既存の設備あり：4点 自家消費量が電力又は熱需要の1%以上：2点 最大10点
再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況	5	5	-	再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用計画あり：5点
重点対策の実施状況	20	20	-	・I,IIに実施しないの対策あり：0点 ・I,IIに実施しないの対策なし：5点 ・I,II,IIIに実施しないの対策なし：15点 ・I~IV全てに実施しないの対策なし：20点
交通対策状況	5	5	-	記入1項目につき1点 最大5点
環境配慮活動状況	10	10	-	1項目2点（最大5項目まで評価） 最大10点
SDGs	1項目2点（最大5項目）	1項目2点（最大5項目）	-	長野県SDGs登録制度へ登録している
ISSB基準又はSSBJ基準				国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）又はサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が公表する基準に基づき、企業のESG（環境・社会・ガバナンス）情報を把握し、情報開示している
環境マネジメントシステム				環境マネジメントシステムを導入している
グリーンボンド・ESG投資				グリーンボンドを発行している又はESG投資を実施している
ZEB				ZEBの認証を取得している
ダイヤモンド・リスポンス（DR）				電気の需要の最適化に資する措置（上げDR・下げDR）を実施している
Scope3の算定				Scope2以外の間接排出（自社事業の活動に関連する他社の排出）を算定している
ウェルネス認証の取得				WELL認証又はCASBEEウェルネスオフィス評価認証を取得している
サーティ・バイ・サーティへの賛同				生物多様性のための30by30アライアンスに加盟している
エンボディドカーボンの算定				建築物の新築・改修・廃棄時に発生する排出量（エンボディド・カーボン）を算定している
自由記載欄（特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等）	0	0	-	
点数の合計	120	120	-	

別表 6 報告書の配点及び得点の基準（総括票）

項目	配点			計画書の得点基準
	条例12条1項1号		条例12条1項2号	
	規則4条2項1号*	規則4条2項2号		
事業者等の概要	0	0	0	
計画期間及び報告対象年度	0	0	0	
計画書の公表方法等	0	0	0	
温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針	5	5	5	中長期的な目標設定あり：3点 イニシアチブ参画あり：2点
温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制	0	0	0	
温室効果ガスの排出の量の削減のための会議体等の名称及び開催頻度	0	0	0	
エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標等の状況 （条例第12条第1項第1号及び規則第4条第2項第1号該当事業者）	45	0	0	【排出量】 削減率の年平均 （削減率÷計画期間年数）が 0%以下：0点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標等の状況	0	45	0	0%を超え2%未満：20点 2%以上5%未満：25点 5%以上6%未満：35点

(条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 2 号該当事業者)				6%以上：40点 【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 5%未満：0点 5%以上：5点
自動車の使用に伴う二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標等の状況(条例第12条第1項第2号該当事業者)	0	0	45	
重点対策の実施状況	-	-	20	・I,IIに実施しないの対策あり：0点 ・I,IIに実施しないの対策なし：5点 ・I,II,IIIに実施しないの対策なし：15点 ・I~IV全てに実施しないの対策なし：20点
排出の量の削減目標達成のための具体的な措置	20	20	20	【エネ起】 記載項目数が 1項目以上4項目未満：5点 4項目以上7項目未満：10点 7項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点 【その他ガス・自動車】 記載項目数が1項目以上2項目未満：10点 2項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点
再生可能エネルギー利用設備等の導入計画及び状況	10	10	10	計画期間中に新設あり：8点 既存の設備あり：4点 自家消費量が電力又は熱需要の1%以上：2点 最大10点
再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況	5	5	5	再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用計画あり：5点
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出実績	0	0	-	
県内の工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績	-	0	-	
次世代自動車の導入状況	0	0	0	
交通対策状況	5	5	5	記入1項目につき1点最大5点
環境配慮活動状況	10	10	10	1項目2点(最大5項目まで評価) 最大10点
SDGs				長野県SDGs登録制度へ登録している
ISSB基準又はSSB基準				国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)又はサステナビリティ基準委員会(SSBJ)が公表する基準に基づき、企業のESG(環境・社会・ガバナンス)情報を把握し、情報開示している
環境マネジメントシステム				環境マネジメントシステムを導入している
グリーンボンド・ESG投資				グリーンボンドを発行している又はESG投資を実施している
ZEB	1項目2点(最大5項目)	1項目2点(最大5項目)	1項目2点(最大5項目)	ZEBの認証を取得している
ダイヤモンド・リスポンス(DR)				電気の需要の最適化に資する措置(上げDR・下げDR)を実施している
Scope3の算定				Scope2以外の間接排出(自社事業の活動に関連する他社の排出)を算定している
ウェルネス認証の取得				WELL認証又はCASBEEウェルネスオフィス評価認証を取得している
サーティ・バイ・サーティへの賛同				生物多様性のための30by30アライアンスに加盟している
エンボディドカーボンの算定				建築物の新築・改修・廃棄時に発生する排出量(エンボディド・カーボン)を算定している
自由記載欄(特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等)	0	0	0	
点数の合計	100	100	120	

※条例第 12 条第 4 項該当事業者においても、規則 4 条 2 項 1 号該当事業者と同様の評価方法とする。

別表 6 (続き) 報告書の配点及び得点の基準 (個別票)

項目	配点			計画書の得点基準
	条例 12 条 1 項 1 号		条例 12 条 1 項 2 号	
	規則 4 条 2 項 1 号	規則 4 条 2 項 2 号		
県内の工場等の概要	0	0	—	
温室効果ガスの排出の量の削減のための基本方針	5	5	—	中長期的な目標設定あり：3点 イニシアチブ参画あり：2点
温室効果ガスの排出の量の削減のための組織体制	0	0	—	
エネルギー起源二酸化炭素の排出の量の削減に係る目標等の状況 (条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 1 号該当事業者)	45	0	—	【排出量】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 0%以下：0点 0%を超え2%未満：20点 2%以上5%未満：25点 5%以上6%未満：35点 6%以上：40点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出の量の削減に係る目標等の状況 (条例第 12 条第 1 項第 1 号及び規則第 4 条第 2 項第 2 号該当事業者)	0	45	—	【原単位】 削減率の年平均 (削減率÷計画期間年数)が 5%未満：0点 5%以上：5点
排出の量の削減目標達成のための具体的な措置	20	20	—	【エネ起】 記載項目数が 1項目以上4項目未満：5点 4項目以上7項目未満：10点 7項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点 【その他ガス・自動車】 記載項目数が1項目以上2項目未満：10点 2項目以上：15点 推計削減量記載あり：5点
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出実績	0	0	—	
再生可能エネルギー源利用設備等の導入計画及び状況	10	10	—	計画期間中に新設あり：8点 既存の設備あり：4点 自家消費量が電力又は熱需要の1%以上：2点 最大10点
再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用の計画及び状況	5	5	—	再生可能エネルギー電気等及びクレジットの利用計画あり：5点
重点対策の実施状況	20	20	—	・I,II に実施しないの対策あり：0点 ・I,II に実施しないの対策なし：5点 ・I,II,III に実施しないの対策なし：15点 ・I~IV 全てに実施しないの対策なし：20点
交通対策状況	5	5	—	記入1項目につき1点 最大5点
環境配慮活動状況	10	10	—	1項目2点 (最大5項目まで評価) 最大10点
SDGs	1項目2点 (最大5項目)	1項目2点 (最大5項目)	—	長野県 SDG s 登録制度へ登録している
ISSB基準又はSSBJ基準				国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 又はサステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が公表する基準に基づき、企業の ESG (環境・社会・ガバナンス) 情報を把握し、情報開示している
環境マネジメントシステム				環境マネジメントシステムを導入している
グリーンボンド・ESG投資				グリーンボンドを発行している又は ESG 投資を実施している
ZEB				ZEB の認証を取得している

ダイヤモンド・リスポンス (DR)				電気の需要の最適化に資する措置（上げDR・下げDR）を実施している
Scope3の算定				Scope2 以外の間接排出（自社事業の活動に関連する他社の排出）を算定している
ウェルネス認証の取得				WELL 認証又は CASBEE ウェルネスオフィス評価認証を取得している
サーティ・バイ・サーティへの賛同				生物多様性のための 30by30 アライアンスに加盟している
エンボディドカーボンの算定				建築物の新築・改修・廃棄時に発生する排出量（エンボディド・カーボン）を算定している
自由記載欄（特に重点的に取り組んだ内容やアピール事項等）	0	0	—	
点数の合計	120	120	—	

様式 1 号事業活動温暖化対策計画書兼実施状況等報告書

様式 2 号事業活動温暖化対策計画書提出書

様式 3 号事業活動温暖化対策実施状況等報告書提出書

様式 4 号重点対策ステップⅡ（実態把握）の様式

（原油換算エネルギー使用量が 1,500kl 以上の工場等用）

様式 5 号重点対策ステップⅠ（現状把握）の様式

（その他ガス排出量が 3,000t-CO<sub>2</sub> 以上の工場等用）